

2020年3月2日

各位

会社名 西芝電機株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小林 一三  
問合せ先 取締役 黒田 隆文  
(TEL. 079-271-2448 (代表))

株式売渡請求に関する事後開示事項  
(会社法第179条の10第1項及び会社法施行規則第33条の8に掲げる事項)

当社の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第179条第1項に規定する特別支配株主である東芝インフラシステムズ株式会社（以下「東芝インフラシステムズ」又は「特別支配株主」といいます。）は、当社が2020年1月8日付で承認した、東芝インフラシステムズからの会社法第179条の3第1項の規定による株式売渡請求（以下「本売渡請求」といいます。）に基づき、2020年3月1日付で、当社株主（但し、当社及び東芝インフラシステムズを除きます。以下「本売渡株主」といいます。）の有する当社株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部を取得しました。

本売渡請求に関する会社法第179条の10第1項及び会社法施行規則第33条の8に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 特別支配株主が売渡株式の全部を取得した日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の10第1項、会社法施行規則第33条の8第1号）

2020年3月1日

2. 会社法第179条の7第1項又は第2項の規定による請求に係る手続の経過（会社法第179条の10第1項、会社法施行規則第33条の8第2号）

本売渡株主から特別支配株主に対し、取得日までに、会社法第179条の7第1項の規定による請求は行われませんでした。

3. 会社法第179条の8の規定による手続の経過（会社法第179条の10第1項、会社法施行規則第33条の8第3号）

取得日の20日前から取得日の前日までの間に、会社法第179条の8第1項に基づき、その有する本売渡株式の売買価格の決定の申立てを行った本売渡株主はいませんでした。

4. 株式売渡請求により特別支配株主が取得した売渡株式の種類及び数（会社法第 179 条の 10 第 1 項、会社法施行規則第 33 条の 8 第 4 号）

普通株式 2,829,311 株

5. 新株予約権売渡請求により特別支配株主が取得した売渡新株予約権の数、及び、当該売渡新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債の金額の合計額（会社法第 179 条の 10 第 1 項、会社法施行規則第 33 条の 8 第 5 号及び第 6 号）

該当事項はありません。

6. その他株式売渡請求に係る売渡株式の取得に関する重要な事項(会社法第 179 条の 10 第 1 項、会社法施行規則第 33 条の 8 第 7 号)

本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付について東芝インフラシステムズが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

以上